

消火器及びエアゾール式簡易消火具の廃棄、住宅用防災警報器の警報について

企画研究部 消費者相談室

当協会では、消費者からの相談や問い合わせに応じるために消費者相談室を設けています。

令和2年度に消費者相談室に寄せられた相談や問い合わせについて、まとめると次のようになります。

1 相談などの件数

相談などの総件数は、199件でした。

品目別の件数、構成比をそれぞれ下表及び下図に示します。

表 令和2年度の消費者相談品目別件数及びその構成比

品目	件数 [件]	構成比 [%]
消火設備関係 (消火器を除く)	8	4
警報設備関係	10	5
避難設備関係	5	3
消火器	20	10
住宅用防災警報器	40	20
エアゾール式簡易消火具	104	52
その他	12	6
合計	199	100

注：「その他」は、品目以外に関する相談などである。

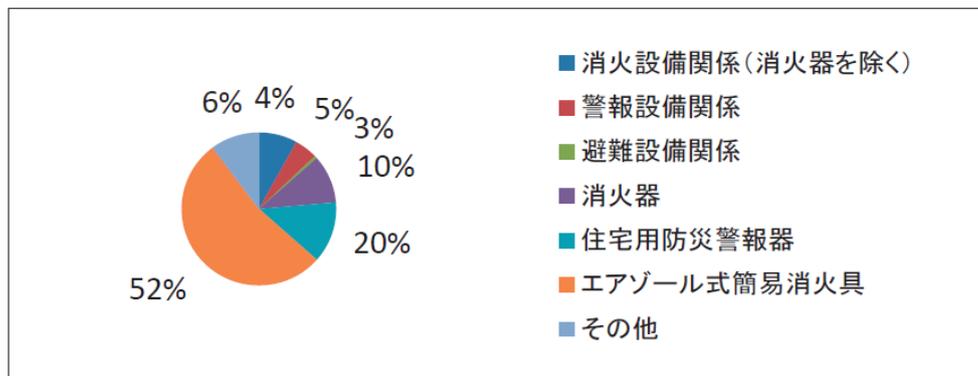


図 令和2年度の消費者相談品目別構成比

## 2 相談などの内容

相談などが多かった品目は、エアゾール式簡易消火具、住宅用防災警報器（代替用語（通称）：住宅用火災警報器）、消火器で、その内容は、消火器及びエアゾール式簡易消火具については廃棄、住宅用防災警報器については警報に関するものが目立ちました。

そこで、これらの廃棄や警報についての具体的な対応を質疑応答として、また、参考に外観の一例を次に示します。

### （1）消火器関係

Q： 廃棄するにはどのようにすれば良いですか？

A： 消火器には、通常の消火器（「白色・黄色・青色」の円形標識又は「業務用消火器」と表示）と住宅用消火器（「住宅用消火器」と表示）があります。

消火器（通常の消火器及び住宅用消火器）は、一般ゴミとして廃棄することはできません。

株式会社消火器リサイクル推進センター、製造者又は販売店にご確認ください。

- ・ 株式会社 消火器リサイクル推進センター

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-7 蔵前酒井ビル 2 階

TEL：03-5829-6773 ホームページ：<http://www.ferpc.jp>

消火器リサイクル推進センターでは廃棄の方法をいくつか定めています。

- ① 特定窓口（全国に約 5,000 カ所）に引き取りを依頼する。
- ② 指定引取場所（全国に約 200 カ所）に直接持ち込む。
- ③ ゆうパック（ゆうパック専用コールセンター：0120-822-306）で回収を依頼する。

いずれの場合にも、費用（リサイクルシール代や運搬費）がかかることがあります。

詳しくは、消火器リサイクル推進センターのホームページをご覧ください。

### （2）住宅用防災警報器（代替用語（通称）：住宅用火災警報器）関係

Q： 警報が鳴っていますがどうすれば良いですか？

A： まず、実際に火災が発生していないか安全を確認してください。タバコや魚を焼いているときの煙、調理や風呂の湯気、ホコリなどを感知している可能性もあります。

警報を停止させるには、警報停止ボタンを押すか、紐を引っ張ってください。

なお、煙などが（警報器内に）残っている場合は、一定時間（5～15分）後に再度警報を発することがあります。

一般的には、「ピーピーピー」は火災又は点検で作動させた時に鳴ります。

「ピッ、ピッ、ピッ」と間隔を開け断続的に鳴っている場合は、故障です。機器を取り替えてください。

定期的に「ピッ」と鳴っている場合は、電池切れです。電池を交換してください。

いずれの場合も、取扱説明書や住宅用防災警報器（本体裏側）に記載されている製造者又は販売店にお問い合わせください。

### (3) エアゾール式簡易消火具関係

Q： 廃棄するにはどのようにすれば良いですか？

A： 外観に腐食などの異常がないか十分安全を確認して、殺虫剤や化粧品のスプレー缶と同様に、安全な場所で内部の消火薬剤、ガスを完全に抜いてください。

#### 【一般的な廃棄方法：液体系のもの】

屋外の周りに人がいない安全な場所で、大きなビニール袋の中に新聞紙などを数枚丸めて入れ、入れた新聞紙などに消火薬剤を吸い取らせるようにして、消火薬剤及びガスの全量を放射してください。

万一、肌に付いた場合には、水で洗い流してください。

目に入った場合は、水で洗い流して専門医の診察を受けてください。

消火薬剤を吸い取らせた新聞紙などは燃えるゴミとして、また、容器はお住まいの市町村のゴミ分別に従って処分してください。

製造者のホームページに写真付きで廃棄方法が公開されています。

なお、消火薬剤がハロンの廃棄は、製造者又はお住まいの市町村の環境・清掃部署にご確認ください。

#### <参考> 外観の一例

住宅用消火器	住宅用防災警報器	エアゾール式簡易消火具
	 天井設置タイプ      壁設置タイプ	

### 3 相談などの問い合わせ先

日本消防検定協会（ホームページ <http://www.jfeii.or.jp>）

受付時間 10：00～12：00、13：00～16：00（土日祝日を除く）

- ・ 本所 消費者相談室（企画研究部内）

〒182-0012 東京都調布市深大寺東町 4-35-16

TEL：0422-44-8451 FAX：0422-47-3991（代表）

e-mail：gyoumuka★jfeii.or.jp

- 大阪支所 消費者相談室  
〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4 階  
TEL : 06-6363-7472 FAX : 06-6363-7475  
e-mail : osaka★jfeii.or.jp
- 虎ノ門事務所 消費者相談室  
〒105-0021 東京都港区東新橋 1-1-19 ヤクルト本社ビル 16 階  
TEL : 03-5962-8904 FAX : 03-5962-8905  
e-mail : toranomom★jfeii.or.jp

※スパムメールを避けるため@を★と表記しています。